

特定不妊治療費用の一部を助成します



市では、医療保険が適用されない高額な特定不妊治療を受ける市民の経済的負担を軽減する

ため、医療費の一部助成を行っています。男性不妊治療費も対象となる場合があります。

▽対象 1年以内に東京都特定不妊治療費助成事業制度の承認決定を受けており、都助成制度への申請日から引き続き市内に住所を有している方
▽その他 詳しくは、健康課母子保健係に問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

▽申込み・問合せ 健康課母子保健係(直通558・5091)

めざせ健康あきる野21 「あきる野を楽しく歩いて健康づくり」 ～コロナパンチ! 大作戦!! 第3弾」 参加者募集



チ大作戦で検索)。スマートフォンの場合、次のコードからご覧ください。



市ホームページ

歩いた日の記録をつけることで運動習慣を持つことを目指します。記録表に1日1回30分以上歩いた日にちを記入します(週2回以上を目安に歩きましょう)。期間終了後に、記録表を健康課に提出してください。

▽実施期間 11月15日(月)～令和4年1月31日(月)
※期間中はいつでもスタートできます。

▽記録表設置場所 4階健康課、五日出張所、中央公民館、市内図書館、秋川体育館、いきいきセンター、五日市ファインプラザ

※郵送を希望の方は、お問い合わせください。
※市ホームページからもダウンロードできます(コロナパン

▽記録表の提出方法 令和4年2月1日(火)から2月15日(火)までに郵送か健康課の窓口(平日のみ)へ提出してください。
※スマートフォンなど：記録表に記載しているコードからアクセスし提出できます。
※記録表の設置、市ホームページからのダウンロードは11月15日(月)からです。
▽その他 記録表を提出された方には、オリジナル記念バッジをお渡しします。歩く際には、人と人との距離をとって歩きましょう。
▽申込み・問合せ 健康課健康づくり係(〒197-0081 4二宮350、直通558・1183)

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給いたします

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、特別給付金を支給しています。

▽ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯
●支給対象者など：表1の所得要件のいずれかに該当し、表2の養育要件のいずれかに該当する方

当する方
●支給方法
*表1の①か②に該当し、かつ表2の①、③、⑤、⑥のいずれかに該当する方：児童手当または特別児童扶養手当の受給口座に振り込みます。
*表1の①か②に該当し、かつ表2の②、④、⑦のいずれかに該当する方：申請書に記載

ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯の認定要件 表1

所得要件
①令和3年度分の市民税均等割が非課税の方
②上記①に該当する方以外で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の市民税均等割が非課税であると同様の事情にあると認められる方

表2

養育要件	上記所得要件が①の場合の申請の有無(※②の場合は申請が必要です)	支給時期
①令和3年4月分の児童手当受給者(公務員でない方)	不要	支給済
②令和3年4月分の児童手当受給者(公務員の方)	必要	申請受付後順次
③令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格または額改定の認定を受けた方(公務員でない方)	不要	認定後順次
④令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格または額改定の認定を受けた方(公務員の方)	必要	申請受付後順次
⑤令和3年4月分の特別児童扶養手当受給者	不要	支給済
⑥令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格または額改定の認定を受けた方	不要	認定後順次
⑦上記①～⑥のいずれにも該当しない方で、令和3年3月31日時点で平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育する方で国内に住所を有する方、又は令和3年4月1日以後に当該児童を養育し日本国内に住所を有することになった方	必要	申請受付後順次

※申請が必要な場合、詳しくは子育て応援サイトのキッズのホームページ[低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)]をご覧ください。

ひとり親世帯の認定対象 表3

	対象者	申請方法	支給方法	支給時期	備考
1	令和3年4月分の児童扶養手当を受給された方	申請不要(対象となる方に案内を送付済)	令和3年4月分の児童扶養手当を受給した口座に振り込み	支給済	-
2	公的年金などを受給していることで、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止された方	申請必要 詳しくは、子育て応援サイトのキッズのホームページ[低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)]をご覧ください。	申請書に記載された口座に振り込み	申請受付後順次	公的年金などを受給している方で児童扶養手当の申請をしていれば、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される方も対象。ただし、児童扶養手当に係る支給制限限度額を上回る方は対象外。
3	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方				-

された口座に振り込みます。
※表1の①に該当し、かつ表2の①、⑤に該当する方は、すでに支給済みです。
▽ひとり親世帯
●支給対象者など：表3のとおり

▽受付日時 令和4年2月28日(月)まで 午前8時30分～正午、午後1時～5時15分(土・日・曜・日曜日、祝日、年末・年始を除く)
▽支給額 児童1人当たり一律5万円
▽その他 すでに支給を受けた方は、対象外です。
▽申込み・問合せ 子ども政策課子ども政策係、五日出張所市民総合窓口係(受付のみ)